

## 「横浜アジア倶楽部」 会員規約

- 第1条 体制  
本倶楽部は、「横浜アジア倶楽部」と称し、アジアでのビジネスを展開している、或いは計画している法人・個人を会員とする。事務局は横浜銀行アジア室に設置し、本倶楽部の企画・運営及び情報提供サービスの実施を行う。
- 第2条 会員・会員資格  
1. 会員とは、本規約を承認の上、本規約に定める所定の書式により会員登録の手続きをし、当行が会員登録を承認した法人・個人を言う。  
2. 会員として登録された法人・個人のみが本規約に定めるサービスを利用することができる。  
3. 会費は無償とするが、講演会・研究会・視察会等の場合は別途費用を徴収する場合がある。  
4. 登録された法人・個人を会員名簿に記載する。  
5. 会員資格の期間は特に定めないが、退会を希望する場合は事務局あてに退会の意思表示を行う。
- 第3条 サービス内容  
1. 各種講演会・セミナー、会員相互の情報交換会・交流会に参加できる。  
2. 事務局に対してアジアでのビジネスに関する経営・実務上のさまざまな相談ができる。  
3. 相談内容により、コンサル会社・税理士・弁護士、あるいは公的機関の紹介を受けることができる。  
4. インターネット配信等により各種情報提供を受けることができる。  
5. その他事務局で対応できる会員に必要な各種サービスを受けることができる。
- 第4条 会員情報の取り扱い  
1. 事務局は、会員が登録した会員情報および会員から知り得た内部情報を個人情報保護方針に従って適正に管理し、必要となる措置を適切に講じる。  
2. 事務局は、会員情報を会員の同意を得ずに本倶楽部の運営以外の目的に利用しない。
- 第5条 その他  
1. 会員は、会員が登録した会員情報に変更が生じた場合には、遅滞なく事務局あて連絡する。  
2. 本規約は2006年2月10日に施行する。

以 上